

令和8年度那賀エリアラーメン周遊事業 仕様書

1 事業目的

那賀エリア（岩出市・紀の川市）は、観光資源（根來寺、粉河寺等）や地域資源（フルーツ、スカイスports等）が多数あり、交通の便で大阪から近いことで多くの観光客が訪れているが、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客数が減少し、現在は復調傾向にあるものの、今後、コロナ禍以前より多くの観光客が訪れるためには、既存の資源を生かしつつ、起爆剤となる新たな観光コンテンツの創出が求められる。

近年、岩出市において、ラーメンの有名店の進出が相次ぎ、また紀の川市には地域に愛される名店が存在しているなど、那賀エリアはラーメン提供店の一大集積地となっている。

本事業は、新たな観光コンテンツとして「ラーメン」を打ち出すことで、それをきっかけとする那賀エリアへの誘客を促し、周辺の観光施設への周遊に繋げ、地域の活性化を図る。

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3 スケジュール

令和8年5月下旬	契約締結
令和8年6月上旬	ラーメン観光周遊ガイドブック制作及びラーメン観光周遊スタンプラリー開催に向けた作業着手
令和8年11月	ラーメン観光周遊ガイドブック完成及び各所への配布
令和8年12月上旬	プロモーション活動開始 ラーメン観光周遊スタンプラリー開始
令和9年2月下旬	ラーメン観光周遊スタンプラリー終了
令和9年3月上旬	ラーメン観光周遊スタンプラリーの当選者への景品発送
令和9年3月下旬	実績報告書の提出

4 業務内容

(1) ラーメン観光周遊ガイドブックの制作

- ① 那賀エリアに所在するラーメン提供店が掲載されたガイドブックを制作すること。

なお、ラーメンをきっかけとする那賀エリアでの観光周遊を目的としているため、観光施設や体験施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）に加え、自然や旬のフルーツなど季節に関する情報（以下「観光情報」という。）も掲載すること。

- ② 掲載するラーメン提供店及び観光施設等並びに観光情報の調査、取材（アポイ

ント含む) 及び掲載内容の調整は受託者が実施すること。

なお、ラーメン提供店及び観光施設等並びに観光情報の掲載候補については、事前に発注者と調整を行い、随時発注者の意向を踏まえて取材等を行うこと。

- ③ ガイドブックについて、総ページ数は28ページ程度とし、規格は、全ページフルカラー、A5サイズ、印刷用紙はマット紙90kgとすること。
- ④ ガイドブックの掲載内容の構成(案)について、以下の(i)～(vi)のとおりとすること。なお、事業目的や利用者の満足度を考慮して、よりよい掲載内容を提案することは差し支えない。

(i) 表紙

事業目的に合致し、利用者が興味を引き、手に取りやすいような写真やイラストを使用したポップなデザインにすること。また、ラーメンを入口とし、フルーツやアクティビティ、観光施設等及び観光情報との組み合わせがイメージできるデザインとすること。

(ii) 分類図等(2ページ程度)

好みのラーメンを視覚的、直感的に探せるよう、各店舗をジャンルや系統、味等で分類したページを作成し、読み手が自分の好みで逆引きできる構成とする。

また、紹介するラーメン提供店に番号を付し、目次としても活用できるようにする。

(例1)

「味の濃さ(こってり、あっさり)」、「麺の太さ」というような切り口で整理した分布図(散布図)を掲載する。

(例2)

「出汁の系統別」、「味の濃さ(こってり、あっさり)」などで、各店舗をグルーピングした図を掲載する。

(iii) マップ(4ページ程度)

那賀エリアの地図にラーメン提供店及び観光施設等並びに観光情報をマッピングし、読み手に「食」「観光」「体験」を一体的にイメージさせるマップを掲載すること。

なお、マップには、以下の(iv)で紹介しないラーメン提供店も含め、可能な限り、那賀エリアに存在するすべてのラーメン提供店の店舗名を記載し、当該店舗ではラーメンが提供されていることがわかるよう工夫すること。

また、マップは詳細に道路等が描写されているものよりも、見やすくデフォルメしたものが望ましい。

(iv) ラーメン提供店の紹介(10～12ページ程度)

1ページあたり2～4件程度のラーメン提供店の情報を掲載し、合計30～35件程度を掲載すること。

なお、ラーメン提供店の掲載情報について、店名や住所、営業時間、定休日

等の概要情報の他、家族連れ歓迎、女性でも入りやすい等の付加価値情報に加えて、各ラーメン提供店の特色など取材した内容を掲載すること。

また、写真は1店舗につき必ず1枚以上を掲載し、掲載するラーメン提供店のホームページやSNSがある場合は二次元コードを掲載すること。

(v) 観光施設等の紹介（6～8ページ程度）

1ページ3～4件程度の観光施設等並びに観光情報を掲載し、合計12～20件程度を掲載すること。

観光施設等並びに観光情報の掲載情報について、施設名や住所、営業時間、定休日等の概要情報に加えて、各観光施設等及び観光情報の特色などの詳細情報も掲載すること。

また、写真は1施設につき必ず1枚以上を掲載し、掲載する観光施設等並びに観光情報のホームページやSNSがある場合は二次元コードを掲載すること。

(vi) 裏表紙

ア スタンプラリーの企画を掲載し、二次元コード等を掲載することにより、企画への参加を促すこと。

イ 問い合わせ先を掲載すること。

ウ デザインについて、表紙のデザインと同系統とすること

- ⑤ ④(i)～(vi)のレイアウトについて、事前に発注者にレイアウト案を提示し、随時発注者と調整すること。
 - ⑥ ガイドブックについて、WEB媒体（ホームページ、SNS等）により複数回周知すること。
 - ⑦ ガイドブックの発行部数は、15,000部発行とし、効果的な場所に配布、配架すること。
 - ⑧ 校正回数について、最大3回とするが、発注者からの提示した校正趣旨が反映されていない場合は追加で校正を行うこと。
- (2) ラーメン観光周遊スタンプラリーの開催
- ① 那賀エリアのラーメン提供店及び観光施設等を周遊するデジタルスタンプラリーを3か月程度開催すること。
また、開催時期について、ラーメン観光周遊ガイドブックの発行後とし、終了時期は遅くとも2月末頃とすること。
 - ② デジタルスタンプラリーのシステム（アプリ版、ブラウザ版）について、受託者が自社開発したシステム又は他社が運営する既存のデジタルスタンプラリーのシステムのいずれを活用しても差し支えない。
 - ③ システムには以下の(i)～(vi)に掲げる機能を備えること。
 - (i) 可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能であり、参加者が簡易にユーザー登録することにより、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。
 - (ii) スタンプスポットについて、4(1)④(iv)及び4(1)④(v)におい

て掲載するラーメン提供店 30~35 件程度、観光施設等 10 件程度とすること。

(iii) 参加者が獲得できるスタンプ数について、各スタンプ獲得箇所 1 か所につき 1 個とすること。

(iv) スタンプ獲得方法について、スタンプスポットに設置する二次元コードの読み込みにより行うものとする。

(v) スタンプの獲得数に応じて景品の抽選に応募できるものとする。

なお、那賀エリアの周遊を目的としているため、ラーメン提供店と観光施設等の両方のスタンプ獲得を応募条件にすること。

また、応募条件の詳細は受託者が提案し、発注者と調整の上、決定すること。

(vi) スタンプラリー参加時のユーザー登録について、必要な情報（ニックネーム、年齢、市町村単位の居住地、連絡先（メールアドレス）等）のみによる申込みとすること。

④ スタンプスポット（ラーメン提供店及び観光施設等）について、発注者と調整の上決定し、スタンプスポット登録の交渉・調整は受託者が実施すること。

⑤ スタンプスポットに設置する二次元コードについて、卓上スタンドやチラシ等の紙媒体とし、受託者が作成の上、スタンプスポットのラーメン提供店及び観光施設等に配布すること。

⑥ 景品の当選について、応募者の中から受託者が不作為に選定した上で決定すること。

なお、当選者にはユーザー登録時の連絡先に通知し、郵送先を確認の上、景品を発送すること。

⑦ 景品について、当選者 20 名以上、総額 10 万円以上とし、景品の購入費用及び郵送費用は受託者が負担すること。

なお、景品の選定については、受託者が提案し、発注者と調整の上決定すること。

⑧ 広報については、ラーメンガイドブックとデジタルスタンプラリーを併せて一体的に実施し、周知ポスター（規格：サイズ A 2、片面フルカラー）を作成（デザイン作成含む）し、50 部発行すること。

また、WEB 媒体（ホームページ、SNS 等）により複数回周知すること。

⑨ スタンプラリー参加者等からの問い合わせについて、受託者の電話番号又はメールアドレスを問い合わせ先とし、受託者が対応すること。

なお、問い合わせ内容・対応結果の記録管理を行い、発注者が求めた場合は随時提示すること。

⑩ スタンプラリー実施期間中、スタンプラリー参加者等の集計について、参加者数及びスポット毎のスタンプ獲得状況を日ごとに集計し、毎週発注者に報告すること。

⑪ スタンプラリー終了後、参加者の属性（性別、年齢、市町村単位の居住地等）

及び参加者のスタンプ獲得状況の集計を行い、属性別等の分析結果を含めて発注者に報告すること。

5 その他

- (1) 本業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、制作物の引き渡しをもって発注者（那賀振興まちづくり連絡会議（事務局：那賀振興局地域づくり部地域づくり課））に譲渡されるものとし、著作者は、制作物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 発注者は、成果物について、印刷、配布、ウェブ掲載、二次利用、改変等を無償かつ自由に行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないよう必要な措置を講じるとともに、万一権利侵害が生じた場合は、受託者の責任と負担においてこれを解決するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり第三者の著作物等を使用する場合は、事前に発注者の承認を得るとともに、必要な権利処理を行うものとする。
- (5) 受託者は、作成した成果物のデータを、pdf形式並びにjpg形式などの画像形式及びai形式など編集可能な形式のデータにより、発注者に納品するものとする。